

令和 5 (2023)年度

栃木県  
監査のあらまし

令和 6 (2024)年 3 月

栃 木 県 監 査 委 員 事 務 局

# 目 次

監査委員制度の概要	
1 監査委員	3
2 監査委員事務局	3
3 監査等の種類	4
令和5(2023)年度の監査等	
1 監査等の執行状況(総括)	5
2 定期監査	6
(1) 定期監査の結果概要	6
ア 対象機関	6
イ 結果の区分	6
ウ 監査結果	7
(ア) 事務区分別件数	7
(イ) 部局別件数	8
(ウ) 指摘事項	9
(エ) 検討事項	10
(オ) 注意事項	11
(カ) 主な監査結果の事例	12
3 財政的援助団体等監査	15
4 各種審査	16
(1) 決算審査	16
ア 一般会計及び特別会計決算審査	16
イ 公営企業会計決算審査	20
(2) 基金運用状況審査	24
(3) 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査	25
ア 令和4(2022)年度 健全化判断比率審査	25
イ 令和4(2022)年度 資金不足比率審査	26
(4) 内部統制評価報告書審査	27
5 例月現金出納検査	29
6 住民監査請求に基づく監査	30

# 監査委員制度の概要

## 1 監査委員

監査委員は、地方自治法第195条第1項に基づいて、地方公共団体の行財政を監査する機関として、全ての都道府県及び市町村に設置することとされています。

監査委員は、地方公共団体の長から独立した機関であり、また、他の合議制の委員会とは異なり、それぞれの委員が単独で職務を執行できることとなっています。

都道府県の監査委員は、識見を有する者（人格が高潔で都道府県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者）及び都道府県議会議員の中から、知事が議会の同意を得て選任することが原則とされています。また、その定数は4名が基本とされており、栃木県では識見を有する者2名及び県議会議員2名が監査委員として選任されています。

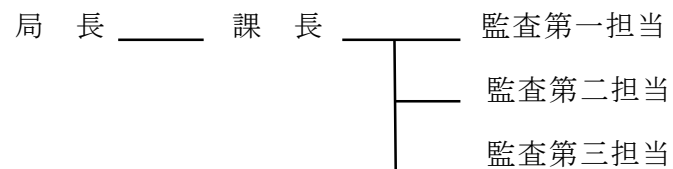
監査委員（令和6（2024）年3月現在）

氏名	選任区分	就任年月日	備考
森澤 隆	識見を有する者	令和4（2022）年4月1日就任	常勤・代表監査委員
鎌形 俊之	識見を有する者	令和3（2021）年12月13日就任	非常勤
阿部 寿一	県議会議員	令和5（2023）年5月18日就任	非常勤
白石 資隆	県議会議員	令和5（2023）年5月18日就任	非常勤

## 2 監査委員事務局

都道府県の監査委員には、補助機関として事務局を置くこととされています。監査委員事務局は、事務局長、書記その他の職員が置かれ、監査委員に関する事務に従事しています。

職員数計 17名



### 3 監査等の種類

法令の規定によって監査委員が行うこととされている職務は、おおよそ次のとおりです。

なお、それぞれ「栃木県監査委員監査基準」及び「監査実施要綱」に基づいて実施することとしており、監査等対象機関に対し事務局監査等を実施した後、監査委員監査等を行います。

監 査	財務監査	定期監査 随時監査
	行政監査	
	直接請求による監査 議会の要求による監査 長の要求による監査 財政的援助団体等の監査 公金の収納支払事務に関する監査 住民の請求による監査 職員の賠償責任に関する監査	
審 査	決算審査 財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査 基金運用状況の審査 内部統制評価報告書の審査	
検 査	例月現金出納検査	

## Ⅱ 令和5(2023)年度の監査等

### 1 監査等の執行状況(総括)

区分	監査対象機関数			監査実施数		
	本庁	出先機関	計	実地監査	書面監査	計
定期監査	78	181	259	170	90	260
総合政策部	5	1	6	6	—	6
経営管理部	7	9	16	15	1	16
生活文化スポーツ部	6	3	9	8	1	9
保健福祉部	11	19	30	24	6	30
環境森林部	7	7	14	13	1	14
産業労働観光部	6	7	13	8	5	13
農政部	7	15	22	19	3	22
県土整備部	12	11	23	23	1	24
危機管理防災局	2	1	3	3	—	3
会計局	1	—	1	1	—	1
企業局	1	3	4	4	—	4
議会・人事委・監査委・労働委	4	—	4	1	3	4
教育委員会	8	86	94	37	57	94
警察本部	1	19	20	8	12	20
随時監査	—	—	—	—	—	—
決算審査	16会計	(一般会計1・特別会計9・公営企業会計6)				
基金運用状況審査	4基金	(栃木県市町村振興資金貸付基金・栃木県土地開発基金・栃木県美術作品等取得基金・栃木県自然景観保全基金)				
健全化判断比率審査	4比率	(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)				
資金不足比率審査	6会計	(流域下水道事業会計ほか5事業会計)				
内部統制評価報告書審査	1件					
例月現金出納検査	12回					
住民監査請求監査	2件	(取下げ1・次年度繰越1)				
財政的援助団体等監査	13団体	(出資団体6・指定管理者3・補助金等交付団体4) ※実団体数				
行政監査	定期監査と併せて実施。					

## 2 定期監査

### (1) 定期監査の結果概要

#### ア 対象機関

令和5(2023)年度は、本庁が78機関、出先機関が181機関の計259機関を対象に監査を実施した(監査実施数260)。

#### イ 結果の区分

財務監査 (定期監査)	監査の結果	指摘事項	財務会計事務が、著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの。地方自治法の規定に基づき、議会、知事等への報告及び公表を行う。
		注意事項	財務会計事務が、指摘事項には至らないが注意を要すると認められるもの。議会、知事等への報告及び公表を行う。ただし、事務区分及び件数のみ。
		検討事項	財務会計事務において、指摘事項及び注意事項以外の事務事業の執行に課題がある場合で、改善に向けて特に検討を要すると認められるもの。地方自治法の規定に基づき、議会、知事等への報告及び公表を行う。
	事務局監査の結果	指導事項	財務会計事務が、注意事項には至らないが指導を要すると認められるもの。事務局長から関係所属へ通知のみを行う。
行政監査	監査の結果	指摘事項	行政監査(事務事業全般を対象。経済性、効率性及び有効性の観点を含む。)の結果、事務が、著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切と認められるもの。地方自治法の規定に基づき、議会、知事等への報告及び公表を行う。
		注意事項	行政監査の結果、指摘事項には至らないが注意を要すると認められるもの。議会、知事等への報告及び公表を行う。ただし、事務区分及び件数のみ。
		検討事項	行政監査の結果、指摘事項及び注意事項以外の事務事業の執行に課題がある場合で、改善に向けて特に検討を要すると認められるもの。地方自治法の規定に基づき、議会、知事等への報告及び公表を行う。
	事務局監査の結果	指導事項	行政監査の結果、注意事項には至らないが指導を要すると認められるもの。事務局長から関係所属へ通知のみを行う。

※行政監査は、定期監査と併せて実施。

ウ 監査結果

(ア) 事務区分別件数 (財務監査・行政監査)

種類	No.	事務区分	A 令和5年度				B 令和4年度				比較 A-B				(参考) 令和3年度						
			件数 (下段3E)	監査の結果			件数 (下段3E)	監査の結果			件数 (下段3E)	監査の結果			件数 (下段3E)	監査の結果					
				指摘	検討	注意		指摘	検討	注意		指摘	検討	注意		指摘	検討	注意			
財務監査	1	収入・支出事務	4	2	1	3	4	1		3		2			2	17		3		14	
	2	予算執行事務	6	1		6	10	2		2	▲ 4	▲ 1			▲ 1	19	5	4	1	14	
	3	契約検収事務	13			13	19	2		2	▲ 6	▲ 2			▲ 2	25	2	4		21	
	4	工事事務	6			6	6			2			▲ 4		4	10		3		7	
	5	財産・物品管理事務	5	1	2	3	14	4	1	3	10	▲ 9	▲ 3	1	▲ 3	▲ 7	10	1	2		8
	6	給与事務			1	1	3		2		1	▲ 3		▲ 2		▲ 1	11				11
	7	公営企業会計					3				3	▲ 3			▲ 3						
	8	その他財務事務					1				1	▲ 1			▲ 1						
		小計	34	4	3	31	60	8	16	3	41	▲ 26	▲ 4	▲ 13	▲ 3	▲ 10	92	8	16	1	75
行政監査	9	個人情報等																			
	10	情報セキュリティ																			
	11	公文書管理					1			1	▲ 1				▲ 1						
	12	許認可等の事務処理					1		1		▲ 1		▲ 1								
	13	その他行政事務	2	1		1	5	1		4	▲ 3		▲ 1	1	▲ 3	6	2	1	1	1	4
		小計	2	1		1	7	1	2		5	▲ 5		▲ 2	1	▲ 4	6	2	1	1	4
	合計	36	5	3	32	67	9	18	3	46	▲ 31	▲ 4	▲ 15	▲ 2	▲ 14	98	10	17	2	79	

※ 令和4年度から、軽微な案件については一部を「注意事項」とせず、事務局監査における「指導事項」とした。

(イ) 部局別件数

No.	部 局 名	A 令和5年度				B 令和4年度				比較 A-B							
		件数 (下段3E)	監査の結果			件数 (下段3E)	監査の結果			件数 (下段3E)	監査の結果						
			指摘	検討	注意		指摘	検討	注意		指摘	検討	注意				
1	総合政策部				1			1	▲ 1			▲ 1					
2	経営管理部	2			4	1		1	▲ 2	▲ 1		▲ 2					
3	生活文化スポーツ部				4		2	2	▲ 4	▲ 2		▲ 2					
4	保健福祉部	6	2		11	3	3	1	7	▲ 5	▲ 1	▲ 1	▲ 3				
5	環境森林部	3			5		2		3	▲ 2	▲ 2						
6	産業労働観光部	1			1		1				▲ 1		1				
7	農政部	4	1		9	4	1	2	6	▲ 5	▲ 3	▲ 1	▲ 2	▲ 2			
8	県土整備部	9			12		3		9	▲ 3	▲ 3						
9	危機管理防災局																
-	国体・障害者スポーツ大会局																
10	会計局																
11	企業局	1			3				3	▲ 2			▲ 2				
12	各局																
13	教育委員会	10	4	1	1	8	1	1	2	16	1	6	10	▲ 6	▲ 5	1	▲ 2
14	警察本部								1	▲ 1				▲ 1			
	計	36	5	3	1	32	9	18	3	46	▲ 31	▲ 4	▲ 15	▲ 2	▲ 14		

(参考) 令和3年度				
件数 (下段3E)	監査の結果			
	指摘	検討	注意	
1			1	
1			1	
10	2	1	9	
6		3	3	
1	1	1		
20	6	1	17	
20		6	14	
3		1	2	
36	1	3	32	
98	10	17	79	
		1	2	7

参考：定期監査の結果（等）の年度別件数推移

区分 (R2~)	R5	R4	R3	R2
指摘事項	3	18	17	14
うち3E	1		1	
検討事項	1	3	2	
うち3E	1	3	2	
注意事項	32	46	79	75
うち3E	3	6	7	行政監査(21)
計	36	67	98	89
うち3E	5	9	10	行政監査(21)

(単位：件)

区分 (~R元)	R元	H30	H29	H28
指摘事項	25	15	22	25
うち行政監査		1		
注意・検討事項	76	68	116	154
うち行政監査	8	5	9	14
計	101	83	138	179
うち行政監査	8	6	9	14

※ 令和元年度までは「指摘事項」・「注意・検討事項」の2区分。  
 令和2年度から「指摘事項」・「検討事項」・「注意事項」の3区分。  
 令和4年度から、軽微な案件については一部を「注意事項」とせず、事務局監査における「指導事項」とした。



### (ウ) 指摘事項

事務区分別で見ると、「財産・物品管理事務」が2件、「収入・支出事務」が1件であった。

「財産・物品管理事務」は修理を要する設備について具体的な措置を講じていなかったもの及び借入物品の紛失、「収入・支出事務」は前渡資金を二重に支出し、残金を資金前渡員の口座に年度を超えて長期間放置していたものであった。

	No.	事務区分	R5	主な内容	R4
財務 監査	1	収入・支出事務	1 件	前渡資金取扱不適（1件）	1 件
	2	予算執行事務			4
	3	契約検収事務			4
	4	工事事務			4
	5	財産・物品管理事務	2	財産管理不適（1件）、物品管理処分不適（1件）【3E（経済性及び効率性）】	1
	6-1	給与事務（発生源入力所属）※			
	6-2	給与事務（一括入力所属）※			2
	7	公営企業会計			
	8	その他財務事務			
		小計	3		16
行政 監査	9	個人情報等	1 件		1 件
	10	情報セキュリティ対策			
	11	公文書管理			
	12	許認可等の事務処理			1
	13	その他行政事務			1
			小計		
		合計	3		18

※ 教育事務所は「発生源入力所属」であるが、教育事務所で一括で入力している小中学校教職員の給与等については、本資料では「一括入力所属」として区分している。

(工) 検討事項

事務区分別で見ると、「その他行政事務」が1件であった。

主な内容は、県立学校事務における教職員の給与等庶務経理事務に係る業務の適正化及び効率化のため、事務処理体制の見直しを求めるものであった。

	No.	事務区分	R5	主な内容	R4
財務 監査	1	収入・支出事務	件		件
	2	予算執行事務			
	3	契約検収事務			
	4	工事事務			
	5	財産・物品管理事務			3
	6-1	給与事務（発生源入力所属）			
	6-2	給与事務（一括入力所属）			
	7	公営企業会計			
	8	その他財務事務			
			計		
行政 監査	9	個人情報等	件		件
	10	情報セキュリティ対策			
	11	公文書管理			
	12	許認可等の事務処理			
	13	その他行政事務	1	事務処理体制見直し検討1件【3E】	
			計	1	
合計			1		3

### (オ) 注意事項

事務区分別で見ると、「契約検収事務」が13件、「予算執行事務」及び「工事事務」がそれぞれ6件であった。

「契約検収事務」は、要件に該当しないにもかかわらず随意契約としていたものなど、「予算執行事務」は、予算議決前に入札を実施していたものなど、「工事事務」は、建設リサイクル法に規定された所要の手続きを行っていなかったものなどであった。

No.	事務区分	R5	主な内容	R4
財務 監査	1 収入・支出事務	3 件	設計業務委託完了後の変更に伴う不経済支出2件【3E（経済性及び効率性）】、 国庫支出金過大返還1件	3 件
	2 予算執行事務	6	入札実施時期不適1件、未令達予算での契約締結1件、過年度処理1件、 補助対象経費重複1件、補助金の額の確定漏れ1件、補助金効果検証不足1件 【3E（有効性）】	6
	3 契約検収事務	13	契約相手方選定方法不適6件、監督検査不適3件、変更契約書未作成1件、 契約額と異なる支出1件、再委託未承諾1件、設計積算額過大1件	15
	4 工事事務	6	法令遵守不徹底5件、設計積算額過大1件	2
	5 財産・物品管理事務	3	物品管理処分不適2件、備品管理台帳登録漏れ1件	10
	6-1 給与事務（発生源入力所属）			1
	6-2 給与事務（一括入力所属）			
	7 公営企業会計			3
	8 その他財務事務			1
	計	31		41
行政 監査	9 個人情報等	1 件		1 件
	10 情報セキュリティ対策			
	11 公文書管理			1
	12 許認可等の事務処理			
	13 その他行政事務	1	準公金管理不適1件	4
	計	1		5
合計		32		46

(カ) 主な監査結果の事例

a < 収入・支出事務 >

不適切な事案	措置状況
<p>[前渡資金取扱不適]</p> <p>水道料金の支払いにおいて、出納員による支出命令確認が不十分であったことから、自動口座振替に用いる資金前渡員の口座に二重に支出していた。</p> <p>また、前渡資金精算報告書に代わる同口座の記帳を怠るなど、資金前渡員及び組織の確認不足を要因として、事務局監査で指摘されるまで年度を超えて長期間にわたって放置しており、公金管理が著しく不適切だった。</p>	<p>本件は、出納員の支出決議書とシステム上のデータ照合が不十分であったこと、また支出後も資金前渡員口座の通帳記帳及び記帳済通帳の確認手続を怠っていたことを要因として生じたものです。</p> <p>二重に支出した水道料金については指摘後直ちに同口座から県歳入に戻すとともに、同様の自動口座振替をしている他の支出についてもすべて確認を行い、他に二重支出がないことを確認しました。</p> <p>今後は、支払の都度記帳及び記帳済通帳の確認(支出決議書の余白に確認日と押印)を受けることを徹底します。また、支払い漏れや二重登録のないよう、定例的な支払チェックリストを作成・管理することとしました。</p>

b < 財産・物品管理事務 >

不適切な事案	措置状況
<p>[財産管理不適]</p> <p>下水道中継槽保守点検業務委託契約において、令和3年8月にプール棟西中継ポンプ槽制御盤扉の破損について、雨での浸水による漏電や故障等の危険があることから、速やかに修理が必要との報告を受けたが、業者による応急処置がなされたこと等を理由として、修理のための予算要求等の具体的な措置を講じずに放置していたものがあつた。</p>	<p>今般の指摘に至る要因は、業者が実施した応急処置により当面の安全性には問題はないと判断し、適切な対応を取らなかったことによるものです。対象設備については、令和5年6月7日に修繕を完了しました。なお、この他に同様の案件はありませんでした。今後は、業者からの報告等があつた場合は複数人で現場の状況を確認するようにし、指摘されたことは速やかに対応するよう徹底します。また、設備上の不具合を見つけた職員は速やかに担当者へ情報提供するよう周知することとし、所属内で情報を共有し、再発防止と安全管理を徹底するよう努めます。</p>
<p>[物品管理処分不適] 【3E（経済性及び効率性）】</p> <p>借入物品について、賃貸借契約終了に伴い、設置した学校に対し保有数量等を調査したところ、複数の学校において紛失していることが判明し、紛失した物品について買取りを行っていた。そのため、保有数量等を定期的に学校から報告させるなど、借入物品の確認方法を早期に見直し、再発防止を徹底する必要があるにもかかわらず、見直し等を行っていなかった。また、今回の紛失事案を受け、関係する学校への注意喚起も行われておらず、実効性のある再発防止策がとられていなかった。今後は、適切な物品管理体制の構築に努められたい。</p>	<p>指摘事項となった原因は、各県立学校における物品管理体制の不備や管理意識の不足及び教育委員会事務局における履行確認方法に不備があつたものと考えられます。また、他のリース契約を点検した結果、一部の学校において同様の紛失が確認されました。再発防止策として、履行確認方法の見直しを行い、機器を使用する部屋ごとに管理責任者を設置し、毎月、各管理責任者が作成する履行確認表を事務長が取りまとめ、全体の管理責任者である校長が確認の上、教育委員会事務局へ報告する形に改めました。あわせて、共有で使用する機器を持ち出す際は、借入物品使用簿による管理を徹底するとともに、使用場所が決まっているパソコン等についてはセキュリティワイヤにより固定するなど物理的な紛失防止策を行います。上記再発防止策については、各県立学校長に対し、令和5年10月11日付け教育次長通知を送付したほか、同月に行われた県立学校長会議、県立学校教頭事務連絡会及び県立学校事務長研修会において、適切な物品管理の注意喚起を行いました。さらに、より一層の物品管理の徹底を図るため、他の実地検査などに併せて、教育政策課による現地での機器の確認を行うこととしました。</p>

c <その他行政事務>

検討すべき事案	措置状況
<p>[事務処理体制見直し検討] 【3E】</p> <p>県立学校事務における教職員の給与等庶務経理事務は業務が複雑であり、システム化がなされていないことに加え、近年は県立学校事務における給与等庶務経理事務に精通した人材の不足により内部統制機能が脆弱化し、監査における指摘・注意事項等の件数は高止まりの状況が続いている。</p> <p>こうした現状を改善するため、給与等庶務経理事務のシステム化や集約化等によるチェック機能の強化を図る必要があることから、知事部局の総務事務センターへの業務集約に加え、給与等庶務経理事務に精通した人材から成るチェック機関の新規創設等、教育委員会における事務処理体制の見直しによる業務の適正化及び効率化について、関係部局等とも連携の上対応を検討されたい。</p>	<p>県立学校への行政職の配置については、給与等庶務経理事務に精通した人材の確保に努めてきたところですが、平成25年度に知事部局に総務事務センターが設置され、給与等庶務事務に詳しい人材が減少傾向にあり、最近では給与等庶務経理事務の経験のない職員の配置が増えています。</p> <p>また、教職員の給与・旅費及びサービス等の業務は、システム化されておらず、現在でも紙ベースで事務処理を行っています。</p> <p>これらの課題の根本的な解決には、給与・旅費及びサービス事務のシステム化を図るなど大幅な事務処理体制の見直しを行う必要があります。このため、教育委員会事務局内にワーキンググループを立ち上げ、最善の方法について検討を進めることとしました。</p> <p>今後、ワーキンググループの検討を踏まえ、関係部局とも連携し対応して参ります。</p>

### 3 財政的援助団体等監査

#### (1) 実施団体数

No.	団体等の区分	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
			実地 監査	書面 監査		実地 監査	書面 監査		実地 監査	書面 監査
1	出資団体	6	3	3	7	6	1	6	5	1
2	指定管理者	4	3	1	5	4	1	9	9	
3	補助金等交付団体	10	4	6	13	9	4	14	6	8
4	債務保証団体				2	2				
計		20 (13)	10 (6)	10 (7)	27 (18)	21 (12)	6 (6)	29 (21)	20 (13)	9 (8)

※ 「計」欄の( )は、複数の区分に該当する団体を控除した実団体数である。

#### (2) 監査の結果

No.	団体等の区分	令和5年度				令和4年度				令和3年度			
		件数	監査の結果			件数	監査の結果			件数	監査の結果		
			指摘 事項	検討 事項	注意 事項		指摘 事項	検討 事項	注意 事項		指摘 事項	検討 事項	注意 事項
		3 E				3 E				3 E			
1	出資団体	1			1				1				1
2	指定管理者	1			1				1				1
3	補助金等交付団体	1			1				1				1
計		3			3				1				3

※ 結果の区分はP 6の財務監査と同様。

## 4 各種審査

### (1) 決算審査

#### ア 一般会計及び特別会計決算審査

##### 【対象会計】

令和4(2022)年度	栃木県一般会計
同	栃木県公債管理特別会計
同	栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
同	栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計
同	栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計
同	栃木県就農支援資金貸付事業特別会計
同	栃木県営林事業特別会計
同	栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計
同	地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計
同	栃木県国民健康保険特別会計



## 【意見書の概要】

### 1 審査の結果

令和4(2022)年度の一般会計及び特別会計の決算について審査した結果、計数については、関係諸帳簿、証拠書類等と符合し、正確なものと認められた。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産に関する事務については、一部に改善等を要する事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 2 審査の意見

本県の令和4(2022)年度一般会計の決算は新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などにより、歳入額は1兆490億1,681万円(1万円未満切捨て。以下同じ。)、歳出額は1兆205億5,543万円となり、いずれも前年度決算額を下回った。また、実質収支額は208億2,535万円の黒字で、対前年度95億9,222万円の増加となったが、その中には、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の返納分が含まれており、実質的には前年度から減少となった。

歳入においては、自主財源の大宗を占める県税収入が、給与所得の増加や好調な企業業績により、2年連続で増加し、41億645万円増の2,594億9,011万円となったものの、地方交付税が、臨時財政対策債の償還財源の一部として国が措置した臨時財政対策債償還基金費の終了などにより、107億3,283万円減の1,448億2,420万円となった。

また、歳出においては、令和元年東日本台風に係る災害復旧事業費や新型コロナウイルス感染症対策関連経費が減少したが、物価高騰対策の実施分が増加したほか、医療福祉関係経費も引き続き増加している。

なお、経常収支比率(普通会計ベース)は、前年度から4.5ポイント上昇の93.3%となった。

このような中、新型コロナウイルス感染症の克服に取り組みながら、人口減少・少子高齢化の進行、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの実現など、社会経済環境の変化がもたらす諸課題等に的確に対応するため、県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15<sup>いちご</sup>戦略(第2期)」を着実に推進するとともに、頻発・激甚化する自然災害などの突発的な危機事象にも迅速かつ機動的に対応することが求められている。

このため、「とちぎ行革プラン2021」に沿って、行政コストの削減及び歳入確保の取組などを積極的に推進するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済性、効率性及び有効性の観点を中心に踏まえ、事業の優先順位を見極めながら、各種施策に取り組まれない。

さらに、本年は栃木県誕生150年の節目を迎え、それを契機とした各種記念事業の実施により、郷土愛の醸成や地域の新たな活力の創出につなげるとともに、引き続き、本県の魅力・実力を国内外に向けて効果的に発信し続けるよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので十分留意されたい。

#### (1) 歳入の確保

ア 県税については、県民への税知識の理解促進と納税意識の高揚に加え、キャッシュレス決済などの多様化された納税手法の利用促進に努められたい。また、収入未済額は、個人県民税を中心に縮減されたが法人事業税の増加に伴い全体としては増加しており、依然として多額であることから、引き続き着実な滞納整理に取り組まれない。

イ 県税以外の収入未済額については、県民負担の公平性を確保する観点から、「債権管理に関する取組方針」などに基づき、弁護士等の民間ノウハウを活用しながら、滞納の未然防止や債権回収の強化及び債権の適切な整理を徹底されたい。

ウ ネーミングライツの活用等による広告収入、クラウドファンディングやふるさと納税制度等の多様な手法を活用した財源の確保に取り組まれない。

#### (2) 財産管理の適正化等

ア 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、全ての公共施設等について適時適切に点検・診断や維持保全を行うことにより、事故の防止や防災・減災を図り、県民の安全・安心の確保を徹底するとともに、予防保全による長寿命化の推進と、適正な規模等を踏まえた総量の最適化を図られたい。

イ 未利用財産については、保有、維持することの必要性の検証を行い、今後も利活用が見込めない財産については、積極的な売却・処分等に努められたい。

ウ 財産管理に当たっては、「栃木県気候変動対策推進計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえた維持管理・修繕・更新等を行い、カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応に向け、率直的な取組を推進されたい。

### (3) 事務事業の執行

ア 事務事業の執行に当たっては、県民等のニーズを十分に把握し、アウトカムを意識した的確な目標を設定した上で、その目標が確実に達成されるよう積極的に取り組まされたい。また、事業実施後においては、その効果を点検し、費用対効果の評価を行うとともに、事業の必要性や有効性を検証することで、選択と集中による事務事業の見直しに積極的に取り組まされたい。

イ 「栃木県庁DX推進ビジョン」に基づき、業務プロセスの改善及び職員の意識変革を徹底するとともに、情報インフラや進展するデジタル技術を活用することで、複雑・多様化する行政課題への的確な対応や、県民に対するより便利で質の高い行政サービスの提供を実現されたい。

## イ 公営企業会計決算審査

### 【対象会計】

令和4(2022)年度	栃木県流域下水道事業会計
同	栃木県電気事業会計
同	栃木県水道事業会計
同	栃木県工業用水道事業会計
同	栃木県用地造成事業会計
同	栃木県施設管理事業会計

## 【意見書の概要】

### 1 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、地方公営企業法その他関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、かつ、事業についてもおおむね適切に運営されたものと認められた。

### 2 審査の意見

#### (1) 流域下水道事業会計

当年度は、おおむね当初予定した処理水量となったが、電気料金等の高騰に伴う費用の増加により経常損失が増加した。

引き続き、下水道施設の効率的な維持管理及び計画的な下水道整備に取り組むとともに、今後とも、安定的な下水道サービスを提供するため、「栃木県流域下水道事業経営戦略」に基づき、流域下水道事業の経営基盤を強化し、健全で持続可能な経営に努められたい。

#### (2) 電気事業会計

当年度は、風見発電所が全面改修により運転停止しているものの、固定価格買取制度（F I T）適用発電所の供給電力量が増加したことから、経常利益は確保された。

風見発電所は運転再開後、F I T適用により収益増加が見込まれることから、計画に沿って、電力供給が確実に開始できるよう取り組まれたい。

今後とも、電力の安定供給を図るため、「企業局経営戦略」に沿って、発電所の維持管理を適切に実施するなど、中長期的な視点に立って、効率的な経営に努めるとともに、「とちぎふるさと電気」の普及に努めるなど、環境保全を始めとする地域貢献活動の更なる推進を図られたい。

#### (3) 水道事業会計

当年度は、安定的な水道用水供給に努めた結果、前年度と同水準の供給水量となり、引き続き経常利益は確保され、経営は安定している。

今後とも、安全で安心な水道用水の安定供給を図るため、「企業局経営戦略」に沿って、施設・設備の計画的な更新や修繕費用の平準化を図るなど、中長期的な視点に立って、効率的な経営に努められたい。

#### (4) 工業用水道事業会計

当年度は、受水企業に対し工業用水を安定的に供給した結果、前年度と同水準の供給水量となり、引き続き経常利益は確保された。一方、施設利用率が依然として低水準であることから、契約水量の拡大につなげる、より実効性のある取組が必要である。

今後とも、「企業局経営戦略」に掲げた給水地域の拡大や、施設・設備の計画的な更新・修繕を実施するとともに、中長期的な視点に立って、持続可能な経営基盤の構築に努めることに加え、更なる水需要の拡大について関係部局等と連携して検討を進められたい。

#### (5) 用地造成事業会計

当年度は、一括分譲8件、20.66ヘクタールの分譲実績があり、分譲収益及び経常利益ともに大幅に増加した。

引き続き、分譲中の「鹿沼市鹿沼インター地区」への企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、関係部局等と連携し、新たな産業団地の整備に努められたい。

今後とも、「企業局経営戦略」に沿って、戦略的な企業誘致活動などに努め、分譲収益の確保を通して経営基盤の強化を図られたい。

#### (6) 施設管理事業会計

##### ○ 経営総合管理事業

経営総合管理事業は、各会計からの負担金により共通管理経費を執行しているものである。

今後とも、一層効率的かつ適正な管理に努められたい。

##### ○ ゴルフ場事業

ゴルフ場事業は、指定管理者からの納付金により、経常利益は確保されている。

また、当年度のゴルフ場利用者は、前年度と比べ812人（2.1%）増加し39,005人となり、過去最高を更新した。  
今後とも、指定管理者との連携により、なお一層のサービス向上やゴルフ場の利用促進に努められたい。

○ 賃貸ビル事業

賃貸ビル事業は、栃木県本町合同ビルなどの賃貸営業を行っており、引き続き経常利益は確保されている。

本町合同ビルについては建築後20年が経過したことから、長期修繕計画に基づき、適切に施設・設備の維持管理を図るとともに、中長期的な視点に立って、効率的な管理運営に努められたい。

## ( 2 ) 基金運用状況審査

### 【対象基金】

令和 4 (2022) 年度	栃木県市町村振興資金貸付基金
同	栃木県土地開発基金
同	栃木県美術作品等取得基金
同	栃木県自然景観保全基金

### 【意見書の概要】

基金運用状況調書の計数は正確であり、市町村振興資金貸付基金及び土地開発基金については、おおむね適正に運用されたものと認められた。なお、美術作品等取得基金については、その運用はなかった。

また、平成 9 (1997) 年度から実質的に運用されていない自然景観保全基金については、優れた自然景観の保全という目的の達成に向けて、基金の在り方を含め、活用方法について引き続き検討を進められたい。



### (3) 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

#### ア 令和4(2022)年度 健全化判断比率審査

##### 【意見書の概要】

##### 1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

##### 記

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

##### 2 審査の意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、そのうち、実質公債費比率は9.5%で、前年度より0.1ポイント改善し、将来負担比率は103.7%で、前年度より5.1ポイント悪化している。

国際情勢の変化に伴う物価高騰や人口減少・少子高齢化の一層の進行など、社会経済情勢の厳しさが増す中、県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」の着実な推進や、頻発・激甚化する自然災害などの突発的な危機事象にも的確に対応していくため、行政コストの削減、歳入の確保などに積極的に取り組まれ、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

## イ 令和4(2022)年度 資金不足比率審査

### 【意見書の概要】

#### 1 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

- (1) 流域下水道事業会計
- (2) 電気事業会計
- (3) 水道事業会計
- (4) 工業用水道事業会計
- (5) 用地造成事業会計
- (6) 施設管理事業会計

#### 2 審査の意見

流域下水道事業会計外5事業会計について、いずれも資金の不足額は生じていない。  
今後とも、健全経営に努められたい。

## (4) 内部統制評価報告書審査

### 【意見書の概要】

#### 1 審査の結果

令和4(2022)年度栃木県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

#### 2 審査の意見

報告書によると、全庁的なリスク評価項目については不備がなく、業務レベルのリスク評価項目については、制度や規定などの整備上の不備が3項目、事務処理などの運用上の不備が159項目（このほかに報告書記載漏れ1項目）確認された。また、財務会計及び公文書管理に関する事務において、運用上の重大な不備が2事案（令和3(2021)年度以前における重大な不備で令和4(2022)年度に判明した1事案を含む。）あったと判断している。

運用上の重大な不備は、自動車税減免申請等に係る事務や雇用保険の資格取得届等に係る事務において、適正な処理を怠ったものであった。複数人によるチェック体制の強化や管理者等による進行管理の徹底など、組織全体で不備の発生を防ぐための体制を整備し、今後同様な不備のないよう再発防止策を講じられたい。

さらに、リスク評価シートにおける不備の発生件数は前年度に比べ増加していることから、各所属における内部統制に対する意識向上を図りリスク管理を強化するとともに、過去3年間の評価結果等を踏まえ内部統制の取組を必要に応じて見直し、より適正な事務執行を確保するよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので、十分留意されたい。

#### (1) 不備の報告体制について

各所属が不備を把握した場合には、内部統制の不備の改善・是正を適時かつ適切に行うため、行政改革ICT推進課内部監査室や制度所管課等（以下「内部監査室等」という。）に適時に報告させる必要があるが、年度末の自己評価により報告を受けるまで把握できない事案があるなど、内部監査室等による情報把握に時間を要しているものがある。

不備が発生した場合に、リスクの程度に応じて発生所属から内部監査室等へ速やかに報告を求める仕組みを検討するなど、適切な報告体制の構築に取り組まれない。

また、重大な不備に該当する可能性のある事項については、監査委員へ適時に報告し情報共有に漏れないよう取り組まれない。

## (2) 内部統制の評価対象の範囲について

内部統制の評価対象とする部局の範囲拡大については、行政改革 I C T 推進課において関係部局とともに研究を進めているところであるが、知事以外の執行機関を含め全庁的にリスク管理に取り組み、内部統制の機能強化を図るため、財務会計に関する事務等について、引き続き評価対象の範囲拡大に向け努められたい。

## 5 例月現金出納検査

例月現金出納検査を実施した結果、現金出納に関する事務は、適正に執行されたものと認められた。

### 【検査対象】

#### (1) 一般会計及び特別会計

歳計現金

一時借入金

保管金

基金

#### (2) 公営企業会計

ア 栃木県流域下水道事業会計

イ 栃木県電気事業会計

ウ 栃木県水道事業会計

エ 栃木県工業用水道事業会計

オ 栃木県用地造成事業会計

カ 栃木県施設管理事業会計

キ 栃木県用地造成事業基金

## 6 住民監査請求に基づく監査

年度別請求件数と処理状況（直近5年）

年度	前年度繰越数	本年度請求数	処理結果				取下げ	次年度繰越数
			却下	棄却	一部棄却 一部認容	審査中		
令和元年度								
令和2年度								
令和3年度								
令和4年度		1	1					
令和5年度		2					1	1